金融庁オンライン広報誌
アクセス FSA　第187号
https://www.fsa.go.jp/access/index.html

Contents

全国銀行協会等を装い、改元を理由として暗証番号等を記載させる詐欺にご注意ください！

　昨今、全国銀行協会を装い、「元号の改元による銀行法改正について」と題する資料を同封した封書を郵送し、取引金融機関、口座番号、暗証番号等を記載させる詐欺の手口が確認されています。

【確認された詐欺の具体的な手口】

　全国銀行協会を装った封書を送りつけ、「元号の改元による銀行法の改正に伴い、全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更する手続が必要となります。同封の『キャッシュカード変更申込書』に取引銀行、口座番号、暗証番号を記載し、現在お使いのカードを返送してください」などと指示し、キャッシュカードをだまし取ろうとする。

【被害に遭わないために】

　全国銀行協会や銀行員が暗証番号等を尋ねることは一切ありません。

　少しでも不審に思ったら、警察（全国共通の短縮ダイヤル「#9110」、最寄りの警察本部・警察署）や金融庁金融サービス利用者相談室（0570-016811（IP 電話からは 03-5251-6811））等に情報提供・相談をお願いいたします。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「全銀協等を装った改元を理由とする詐欺に対する注意喚起について」（平成 31 年２月７日公表）にアクセスしてください。

つみたてＮＩＳＡ口座数と普及に向けた取組みについて

　２月 13 日は、「NISA（ニイサ）の日」です。

　金融庁では、つみたて NISA の口座数が、平成 30 年 12 月末時点で約 104 万口座となり、制度開始１年で 100 万口座を突破したことを踏まえ、２月 13 日に、NISA（一般・つみたて）の現状や、その普及に向けた取組みについて公表しました。

つみたてNISA口座数及び買付額の推移（2018年12月末時点）

【つみたてNISA口座数】

（万口座）

2018年	3月末	6月末	9月末	12月末
口座数	51万口座	69万口座	88万口座	104万口座

【つみたてNISA買付額】

【ＮＩＳＡ（一般・つみたて）】

○ つみたてＮＩＳＡの口座数は、<u>103万7,169口座</u>（2018年９月末時点から、約16万口座、18.4%増）
（一般ＮＩＳＡ・つみたてＮＩＳＡの総口座数は、1,246万6,912口座）

○ つみたてＮＩＳＡの買付額は、<u>927億4,654万円</u>（2018年９月末時点から、約352億円、61.0%増）
（一般ＮＩＳＡ・つみたてＮＩＳＡの総買付額は、15兆7,218億3,403万円）

併せて、つみたてNISAのプロモーション動画をYouTube・ツイッターといったSNSで展開したほか、「つみたてワニーサ」のイラストバリエーション・ロゴ等を公開し、つみたてNISAのPRを図りました。

多様なチャネルを活用した展開①

・SNS（Youtube・ツイッター）を通じたPVの展開

つみたてNISAの認知度向上を目的として、プロモーションビデオ（PV）を作成、Youtube・ツイッターといったSNSを通じて展開。

「父から娘へ」「想いは、娘に・・・」
家族の物語を通じて、資産形成の大切さを伝えるＰＶを作成

・「親子で学ぶ！お金の仕組み」ワークショップ

子育て世代（小学生の親子）を対象に、お金の仕組みなどを楽しく学べるイベントとして、２月９・10日に「チームラボ 学ぶ！未来の遊園地 ららぽーと富士見店」にて開催。

今後、３月23・24日にも開催予定。

■ 会場のイメージ

・つみたてNISA フェスティバル

本年4月20日に第3回目を都内にて開催予定。詳細は、後日金融庁Webサイトにて告知。

・有名投資ブロガーと金融庁職員の対談企画！

投資ブロガー「虫とり小僧」さんとの対談の次の企画として、投資ブロガーとの新たな企画を展開予定。

多様なチャネルを活用した展開②

今後も、家計の安定的な資産形成を図る観点から、つみたてNISAの普及・定着に向けて、積極的な広報に取り組んでいきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「トピックス」から「つみたてNISAが100万口座を突破しました！」にアクセスしてください。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正について

金融庁では、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案について、平成30年11月2日から12月3日にかけて広く意見の募集を行い、23の個人及び団体より延べ130件のコメントをいただきました。

本年1月31日、お寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を公表し、本改正に係る内閣府令は同日付で公布・施行されました。

また、本改正に伴い、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」を改正し、同日から適用となりました。

本改正は、平成30年６月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえ、資本市場における好循環の実現に向けた取組みの一環として行われたもので、有価証券報告書等の記載事項の主な改正内容は、以下のとおりです。

⑴ 財務情報及び記述情報の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求めることとします。
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求めることとします。
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求めることとします。

⑵ 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求めることとします。
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大します。

⑶ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

- 監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示を求めることとします。

上記改正のうち、⑵の記載項目等ついては、2019 年３月期の有価証券報告書等から、それ以外の項目については、2020 年３月期の有価証券報告書等から順次適用となります。

（2020 年３月期から適用の項目については、2019 年３月期からの早期適用が可能です。）

また、当庁では、上記金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえ、本改正に加えて、

- ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスク等を

把握・開示していく上でのプリンシプルベースのガイダンス「記述情報の開示に関する原則」を策定するとともに、
- 一部企業のベストプラクティスを全体に浸透させるため、開示内容や開示への取り組み方に関するベストプラクティスの収集・公表を行う予定です。

これらの取組みにより、充実した開示が行われることを通じ、企業に対する投資家の理解が深まり、企業と投資家の対話が実効的なものとなる好循環の確立が期待されます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「『企業内容等の開示に関する内閣府令』の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（平成 31 年１月 31 日公表）にアクセスしてください。

仮想通貨交換業者の登録審査における透明性の向上に向けた取組みについて

１月 11 日、仮想通貨交換業者の登録審査について、「仮想通貨交換業者の新規登録申請の審査プロセス及び時間的な目安」を公表しました。

金融庁では、平成 28 年 10 月に公表した金融行政方針の中で「金融行政の再点検」を掲げ、その一環として、これまで許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化に取り組んでいます。

(参考)「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（平成 30 年９月 26 日公表）抜粋

Ⅳ．金融当局・金融行政運営の改革

３．その他

（１）許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進

【金融行政上の課題】

許認可等にかかる審査プロセスについては、予見可能性を確保しながら効率化を図ることが重要である。

こうした観点から、仮想通貨交換業者の登録審査についても、平成 30 年８月にはこれまで実施した立入検査・モニタリングで把握した実態や問題点に係る中間的なとりまとめ、さらに 10 月には登録審査の主なプロセス、登録審査に係る質問票等を公表することにより、登録審査における透明性の向上に努めてきました。

こうした中、事業者等から、登録審査プロセスの具体的な進み方等に関する質問・照会が引き続き寄せられていることを踏まえ、登録審査にかかる時間的な目安を含む、より詳細な登録審査プロセスを示すことで、登録審査プロセスの更なる明確化・透明化を行うこととしました。

金融庁としては、今後も、登録審査における透明性等の向上に向けた取組みを継続的に実施し、効率的かつ適切な登録審査を進めていく予定です。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「仮想通貨交換業者の登録審査における透明性の向上に向けた取組みについて」（平成 31 年１月 11 日公表）にアクセスしてください。

顧客本位の業務運営に関する情報の更新について

金融庁では、平成 29 年３月 30 日に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」において、本原則を採択した金融事業者に対し、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針（以下、「取組方針」）を策定・公表することを求めています。

また、金融庁として、金融事業者の取組みの「見える化」を促進する観点から、平成 30 年 12 月末までに本原則を採択し、取組方針や顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（自主的な KPI）、及び「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI」（共通 KPI）を公表した金融事業者のリストを公表しました。

平成 30 年 12 月末までに本原則を採択し、取組方針を公表した金融事業者は、1,561 社（30 年 9 月末比＋73 社）、取組方針やその実施状況において、自主的な KPI を公表した金融事業者は 467 社（30 年 9 月末比＋51 社）、共通 KPI を公表した金融事業者は 103 社（30 年 9 月末比＋64 社）でした。
併せて、「販売会社における比較可能な共通 KPI の傾向分析」を行い、公表しました。詳しくは、こちらをご覧ください。
次回のリスト更新は、本年３月末までの状況について、４月中に公表する予定としています。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・KPI を公表した金融事業者のリストの公表について」、及び「投資信託等の販売会社における「顧客本位の業務運営」の取組状況の公表について」（平成 31 年１月 29 日公表）にアクセスしてください。

「FinTech 実証実験ハブ」支援決定案件の実験結果について

金融庁では、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、平成 29 年９月 21 日、「FinTech 実証実験ハブ」を設置しました。

今般、本スキームにおける支援を決定した第４号案件（平成 30 年５月 31 日公表）の実証実験が終了し、その実験結果についてお知らせします。

１．実験概要

（１） 実験内容

利用者が所有するスマートフォンの SIM カード(注) に、新たなサブ SIM を貼り付け、当該サブ SIM に電子証明書を搭載することで、SIM カードを本人認証や金融取引の電子署名として利用できるプラットフォーム（Fintech Platform over SIM (FPoS)）を提供し、当該プラットフォームにおける取引の安全性や利便性の向上等について検証。

（注）SIM とは、Subscriber Identity Module（加入者識別モジュール）の略であり、SIM カードは IC カードの一種。本実証実験では、電子証明書やアプリケーションソフトウェアを格納したチップ（サブ SIM）を利用する。

（２） 実験期間

平成 30 年８月から 10 月まで

（３） 参加金融機関等

日本通信、群馬銀行、千葉銀行、徳島銀行、マネーフォワード、サイバートラスト

２. 結果概要

○ 本実証実験の過程で、本人認証方法へのサブ SIM の利用は、それが適切に運営されているのであれば、監督指針で示されている「中間者攻撃」や「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」などの高度化・巧妙化する犯罪手口への対策にかかる着眼点も充足するものと考えられ、本実証実験の手法は、インターネット等の通信手段を利用した非対面取引を行う場合の本人認証の観点で特段の問題はないと考えられる旨を、金融庁から回答しました。

○ 上記の実証実験の結果、サブ SIM を用いた新たな本人認証方法は、ワンタイムパスワード等を使用する現行方法と同等以上のセキュリティ（取引内容の改ざん防止を含む）を確保しつつも、利便性を損なわずに本人認証等が実現可能であることを確認でき、本人認証等への SIM カードの活用が金融取引の安全性の確保や利便性の向上に資する可能性があることが示されました。

○ 今後、こうした新たな本人認証方法の実現により、金融機関等による、よりセキュリティの高いサービスの実現や利用者の利便性の向上等が期待されます。

【ご参考（関連サイト：参加金融機関等におけるニュースリリース）】

- 日本通信
- 徳島銀行

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「『FinTech 実証実験ハブ』支援決定案件の実験結果について」（平成 31 年１月 24 日）にアクセスしてください。

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」の公表について

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（座長：早稲田大学大学院法務研究科　岩原紳作教授）は、平成 30 年９月に再開し、（１）情報の適切な利活

用、（２）決済の横断法制、（３）プラットフォーマーへの対応、（４）銀行・銀行グループに対する規制の見直し、を当面の検討事項として議論を行っているところです。

　こうした中、金融業を巡る環境が急速に変化していることを踏まえ、「議論が収束したものから取りまとめ、対応を求めていく」という観点から、１月 16 日、本スタディ・グループは、「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を取りまとめ、公表しました。

　本報告の概要は、以下のとおりです。

金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」の概要

背景

○　近年、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展。一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関のいずれの主体であれ、情報の利活用に取り組んでいくことは自然な流れ。

○　こうした動きが拡大していく中で留意すべき点として、**(1) 情報に関連するルールのあり方、(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方**、が考えられる。

(1) 情報に関連するルールのあり方

○　情報の適切な取扱いの確保は金融分野において重要。

○　スタディ・グループにおいても、様々な意見。

- 情報の利活用の社会的な進展を踏まえ、個人情報の保護の観点からルールの再検討を行うことが必要ではないか
- 情報に関連するルールを考える際には、情報の保護と利活用との両立を一層図っていく観点が重要ではないか

○　他方、この問題は必ずしも金融分野に限定されるものではなく、**分野横断的な検討が必要。**

○　情報の利活用の社会的な進展の今後の状況も踏まえつつ、**関係者において、適切な対応が進められていくことを期待。**

(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

○　利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する、といったことが今日の経済社会において広く一般的に行われるようになっている。**業務範囲に関して厳格な制限が存在する銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等**（注１）についても、**社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するため、業務範囲規制について見直しの検討を行うことが適当。**

（注１）業務範囲に関して厳格な制限が存在する他の業者として、例えば、投資運用業者がある。

○　ただし、例えば銀行の業務範囲規制の検討は、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ、監督の実効性等にも配意しながら進めていく必要。

○　**銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等（本体）**について、さしあたりは、**保有する情報を第三者に提供する業務であって本業に何らかの形で関連するものを営むことを認める**ことが適当。

○　また、銀行、第一種金融商品取引業者等と異なり、情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能な子会社の保有が認められていない**保険会社**について、保険業の高度化や利用者利便の向上を図る観点からも、**銀行業高度化等会社**（注２）**に相当する会社を子会社として保有することを認める**ことが適当。

（注２）情報通信技術その他の技術を活用した、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する（と見込まれる）業務を営む会社。なお、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者については、保有可能な子会社の範囲に関する制限がそもそも存在しないため、現行制度の下でも、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することが可能。

○　（情報の利活用に係るもの以外の）業務範囲規制のあり方については、機能別・横断的な金融規制全体の検討の中で引き続き検討。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」の中の「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から、「金融審議会 金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」の公表について」にアクセスしてください。

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の公表について

　平成 28 年３月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言では、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実について、会計監査の透明性を向上させるためには、企業側からの情報提供に加え、監査法人

等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供していくべきであるとされました。

これを受け、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」（座長 八田進二 青山学院大学名誉教授）では、昨年 11 月から計３回にわたり議論を行い、本年１月 22 日、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書をとりまとめ、公表しました。

報告書の概要は以下のとおりです。

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の概要
― 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として ―

● 監査人が、会計監査の最終的な受益者である株主・投資家等の財務諸表利用者に対し、自ら行った監査に係る説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環として、監査人は、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められる。

	現状	対応
通常とは異なる監査意見等（限定付適正意見、不適正意見、意見不表明）についての説明・情報提供		
監査報告書の記載	監査報告書において、監査意見に至った理由が不十分。（例：限定付適正意見の場合になぜ不適正ではないと判断したかの説明が不十分）	監査報告書において、意見の根拠を十分かつ適切に記載。 ・限定付適正意見：なぜ不適正意見ではないと判断したか ・意見不表明：なぜ意見表明できないという極めて例外的な状況に至ったのか
監査報告書以外での追加的な説明	監査報告書以外に、監査人からの追加的な説明を受ける機会がない。（例：株主総会での会計監査人の意見陳述という会社法上の枠組みが活用されていない）	監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用し、追加的な説明を行う。企業側も、株主総会の議事運営にあたり、監査人の意見陳述の機会を尊重。 四半期決算など株主総会の機会を活用できない場合であっても、適切な説明の手段を検討。 監査役等は、監査人による追加的な説明を促す。
		監査人が株主等に対して必要な説明・情報提供を行うことは、公認会計士法上の「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことを明確化。
監査人の交代に関する説明・情報提供		
監査人の交代理由の開示	監査人の交代に際し、実質的な交代理由が開示されていない。（単なる「任期満了」との記載が概ね半数以上）	企業及び監査人は、監査人の交代理由について、実質的な内容（例：監査報酬や会計処理に関する見解の相違等がある場合はその内容）を記載。

会計監査に関する説明・情報提供を充実させることは、財務諸表利用者の会計監査に対する理解を深め、監査の品質に対する評価をより適正に行うことを可能とし、会計監査の品質の向上、ひいては、会計監査の信頼性確保につながるものです。

本懇談会としては、今後も、会計監査についての説明・情報提供の在り方に関する関係者の議論の進展を注視し、必要に応じ、更なる検討を加えることとしています。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、『「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書』（平成 31 年１月 22 日公表）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！　＆　情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○　仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

　インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

　改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- **仮想通貨は「法定通貨」ではありません。**
- **仮想通貨は、価格が変動することがあります。**
- **仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。**
- **仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。**
- **仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。**

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局 の登録を受けているかを確認できます。

↓

仮想通貨交換業者登録一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。

↓

仮想通貨関係情報　（金融庁ウェブサイト）

○　ＩＣＯ(Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

　一般に、ＩＣＯ(Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でＩＣＯによる資金調達が急増していますが、ＩＣＯにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ＩＣＯでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ＩＣＯに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ＩＣＯにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ＩＣＯの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。

↓

「ＩＣＯについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

↓

・こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

↓

- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。

↓

- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局） の登録を受けているかを確認できます。

↓

免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時～17時）
電話（ナビダイヤル）：0570－016811
※ＩＰ電話からは、03－5251－6811におかけください。
ＦＡＸ：03－3506－6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】
10月１日より、下記窓口の電話受付時間を、
＜ **平日８時45分～17時00分** ＞に変更しました。
詳しくは、「証券取引等監視委員会ウェブサイト」よりご確認ください。

(1)　情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、ＦＡＸ、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）　個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会　情報提供窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

直　通：0570－00－3581（ナビダイヤル）

※受付時間：平日8時45分～17時00分

※ＩＰ電話等からは、03－3581－9909におかけください。

代　表：03－3506－6000（内線3091、3093）

ＦＡＸ：03－5251－2136

郵送（共通）：〒100－8922

東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

(2)　年金運用ホットライン

平成 24 年４月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン

https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

直　通：03－3506－6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3)　公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会　公益通報・相談窓口
https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm
直　通：03－3581－9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】
ＦＡＸ：03－5251－2198
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018 年１月１日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009 年１月１日以降のお取引から 10 年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてはいかがでしょうか。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのＱ＆Ａや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介しています。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」から、「長い間、お取引のない預金等はありませんか？」にアクセスしてください。

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

氏名	所属
井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁　百合	（株）日本総合研究所　理事長
神田　秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山　高生	東京経済大学経営学部教授
和仁　亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方　事業会社　学識経験者 シンクタンク　金融機関及びその職員

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967
東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター受付窓口

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター 🔍

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- **以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。**
  - **① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応**
  - **② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと**
  - **③経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容**
- **各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。**
- **ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。**

《受付時間》　平日９時～16 時

※　お問い合わせ先については、「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

（URL:https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html）

「金融機関等の相談窓口一覧」

（URL:https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html）

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

（URL：https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html）

メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスＦＳＡや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	―